

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設・拡充・延長 )

( 経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室 )

項目名	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長		
税目	法人税 租税特別措置法第 57 の 4 の 2		
要望の内容	<p>事故が発生した原子力発電施設（以下、事故炉）の廃炉の確実な実施を確保するため、事故炉の廃炉を行う原子力事業者（以下、事事故業者）に対して、廃炉に必要な資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、機構）に積み立てることを義務づける等の措置を講じた「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律」が平成 29 年 5 月に成立（10 月施行）し、あわせて、租税特別措置法において「特定原子力施設炉心等除去準備金」（以下、準備金）が設けられたところ。</p> <p>事故炉の確実な実施を引き続き確保する観点から、準備金の期限を延長する。</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
内容		( 制度自体の減収額 )	( — 百万円 )
		( 改正増減収額 )	( — 百万円 )
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 事事故業者が、廃炉に必要な資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に積み立てていくことにより、安全かつ着実な廃炉の実施が確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 事事故業者が廃炉の実施責任を果たし、安全かつ着実な廃炉を実施していく上で必要な措置。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
		政策の達成目標	適正かつ着実な廃炉の実施の確保
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年度～7年度
		同上の期間中の達成目標	事故炉の廃炉の着実な実施
		政策目標の達成状況	事故炉の廃炉を着実に実施している。
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用件数：1件 適用事業者：1者
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	準備金を延長することにより、事事故事業者による確実な事故炉廃炉の実施を確保することができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		長期にわたる事故炉廃炉を確実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入（支出時に益金に算入）できる本措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	適用件数：1件 適用事業者：1者																		
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1,929</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>6,099</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>168,898</td> </tr> </tbody> </table>			年度	適用件数	適用法人数	適用金額(百万円)	平成30年度	1	1	1,929	令和元年度	1	1	6,099	令和2年度	1	1	168,898
	年度	適用件数	適用法人数	適用金額(百万円)																
	平成30年度	1	1	1,929																
	令和元年度	1	1	6,099																
令和2年度	1	1	168,898																	
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	長期にわたる事故炉廃炉を確実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段として有効。																			
前回要望時の達成目標	事故炉の廃炉の着実な実施																			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	事故炉の廃炉を着実に実施している。																			
これまでの要望経緯	平成29年度 創設 令和2年度 延長(3年間)																			